

大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく
年次報告書
(平成25年度)



平成26年11月
大阪府

目 次

1. 条例制定の経緯・条例の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況・・・	5
(資料1) 児童虐待相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(資料2) 大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ・・・・	17
(資料3) 大阪府子どもを虐待から守る条例・・・・・・・・	18

1. 条例制定の経緯・条例の特徴

条例制定の経緯

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談の対応件数及び市町村の児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向にあります。

また、平成 22 年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、平成 22 年 9 月大阪府議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が議員提案により可決、平成 23 年 2 月に施行されました。

この条例は、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組みのあり方などを定めています。

本報告書は、条例第 9 条の規定に基づき、府や市町村の施策の実施状況などについて、毎年度公表することを目的に作成するものです。

条例前文

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

条例の特徴

(1) 経済的虐待の明確化【第2条第3号関係】

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え、「経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること）」についても、虐待の一態様として明確化しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前からこれらの子どもについても要保護児童として必要な援助を行っています。）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①、② 略

③ 虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。）をいう。

(2) 48時間以内の安全確認【第13条第1項関係】

虐待通告があった場合、（必要があると認めるときは）48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認しなければならないことを条例で位置づけました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から48時間以内の安全確認を原則としていません。）

(通告等に係る対応)

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

(3) 住宅を管理する者への協力依頼【第13条第3項関係】

居宅における子どもの安全確認のためには、共同住宅等の管理者の協力が必要不可欠であることから、住宅を管理する者に対して安全確認の協力を求めることを明記しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から必要に応じて住宅管理者等への協力を依頼しています。）

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

(4) 報告書の作成【第9条関係】

毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表することとしました。

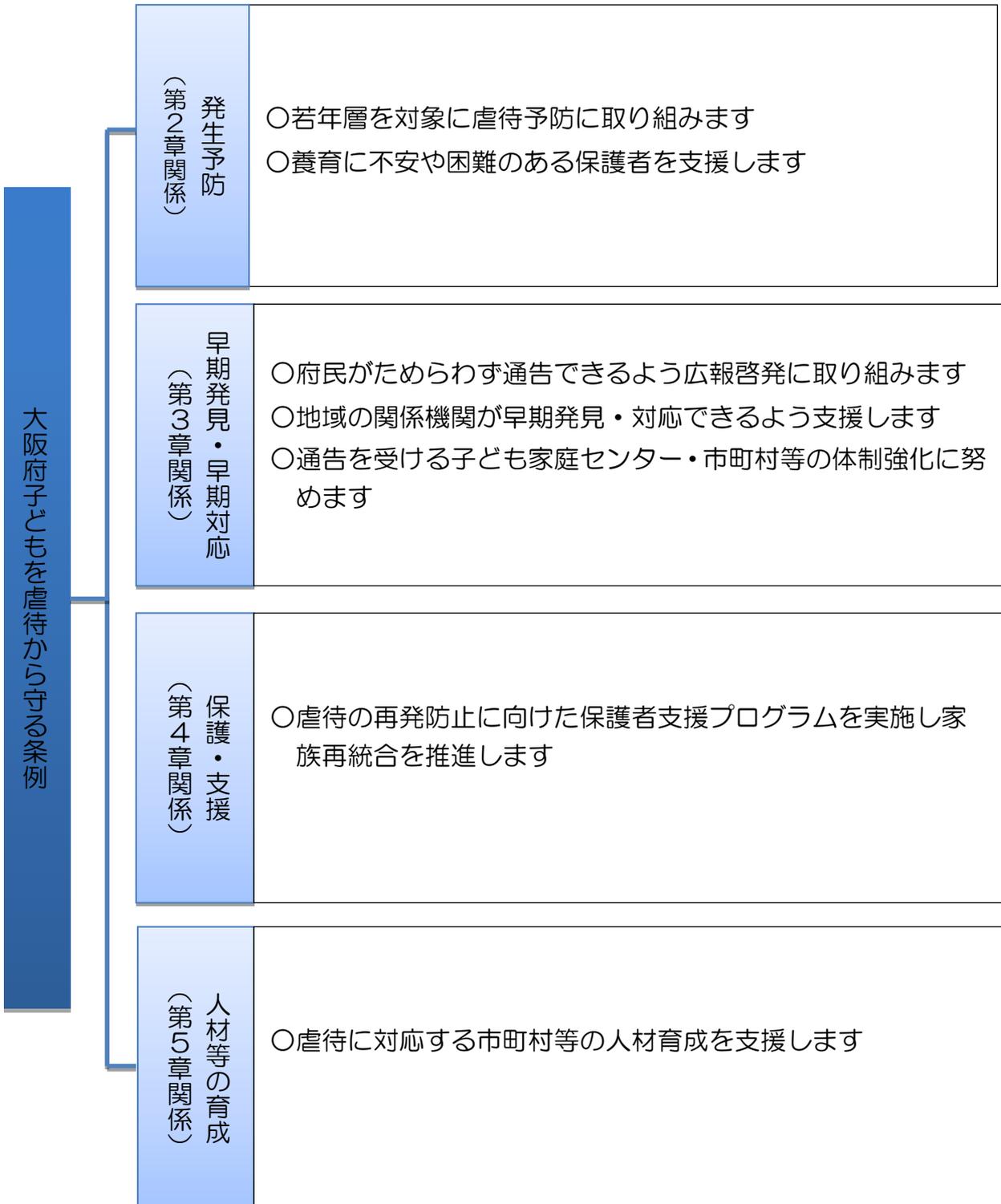
(年次報告)

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況（平成26年度）

(1) 取組体系



発生予防の取組み

- 若年層を対象に虐待予防に取り組みます
- 養育に不安や困難のある保護者を支援します

・キンダーカウンセラー事業（府民文化部）【H2～】

私立幼稚園における幼児教育の充実を図るため、家庭・地域との連携事業に必要な経費について、幼稚園設置者に対し補助しています。（25年度実績：交付園数 129園）

・総合相談事業交付金（府民文化部）【H20～】

市町村が相談事業（人権相談、生活上の様々な課題等の発見又は対応等4事業）を柔軟かつ効果的に実施できるよう支援するとともに、相談事業の促進を図るため、交付金を交付しています。（25年度実績：4事業の相談件数 38,396件）

・人権相談・啓発等事業（府民文化部）【H24～】

大阪府人権尊重の社会づくり条例で推進することとされている「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」のひとつとして、人権相談事業等を行っています。（25年度実績：人権相談件数 1,646件）

・【新規】乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン作成【H26～】

乳幼児健康診査未受診児の対応について、政令・中核市を含む8市の保健師、府の児童虐待担当部署及び専門家等からなるワーキングチームで検討し、「統一的な基準」を策定します。

・児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策（健康医療部）【H23～】

望まない妊娠相談窓口である「にんしんSOS」を充実して、関係機関と連携した支援を行うとともに、対象者に相談窓口を活用してもらえるよう幅広く案内していきます。（25年度実績：相談者 1,739人（実人数））

また、妊婦と胎児の健康を守るための妊婦健康診査の受診を勧める取組を行っています。

・保健師子ども虐待予防研修（健康医療部）【H24～】

子どもの虐待についての基本的知識をもち、妊娠期から乳幼児期における保健師の支援の重要性及び支援方策について保健師に理解を促すとともに、子どもの虐待防止における保健師の専門性の向上を図るため、研修を実施しています。（25年度実績：36市町村、13保健所延べ327人受講）

・ **スクールカウンセラー配置事業（教育委員会）【H13～】**

中学校に臨床心理士を配置して、児童生徒の心のケアを行うとともに、学校内の教育相談体制の充実を図っています。（25年度実績：総相談件数 200,885 件、うち虐待に関するもの 2,972 件）

・ **スクールソーシャルワーカー活用事業（教育委員会）【H17～】**

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、主に、子どもたちの生活環境の改善に働きかけるよう、学校とともに問題の背景や要因についての見立てを行って支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図っています。（25年度実績：総相談件数 3,956 件、うち虐待に関するもの 756 件）

・ **障がいのある生徒の高校生活支援事業（教育委員会）【H23～】**

府立高校の要望に応じて、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行っています。（25年度（H25.7.31 時点）ですべての府立高校 154 校に配置（※全日制、定時制、通信制をそれぞれ 1 校として計上））

・ **24 時間対応の教育相談（教育委員会）【H18～】**

24 時間対応の電話相談窓口を設置し、児童虐待を含めた教育相談を実施しています。（25年度実績：24 時間教育相談総相談件数 2,274 件、うち虐待に関するもの 5 件）

・ **家庭教育支援（教育委員会）【H23～】**

すべての保護者が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができるよう、学習機会の提供や家庭教育支援チーム等による相談・支援を実施する市町村に対して補助を行っています。（25年度実績：11 市町で実施）

・ **児童家庭支援センターの運営**

児童養護施設等の培ってきた育児ならびに教育のノウハウを活かして、18 歳未満の子どもに関する様々な相談に対応する児童家庭支援センターを設置し、子育てに関する相談を受け付け、地域に密着したきめ細かな支援を行っています。（運営：社会福祉法人阪南福祉事業会）（25年度実績：延べ 552 人からの相談に対応）

・ **乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）（市町村事業）**

生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスを実施しています。（全市町村で実施）

・ **養育支援訪問（市町村事業）【H16～法定化は H21～】**

出産後間もない時期の家庭に子育て経験者や産褥ヘルパーを派遣して育児等の援助を行っています。また、子育てに強い不安や孤立感を抱えるなどの育児困難な家庭に保健師等を派遣して専門的な支援も行っています。（25年度実績：39 市町村（政令市を除く）で実施）

・乳幼児健診の実施（市町村事業）【H19～】

母子保健法の規定に基づき、乳幼児を対象に、身体の発育・発達状態や栄養状態等の健康診査を実施しています。（全市町村で実施）

【市町村における発生予防の取組み（H25）】

1 乳児家庭全戸訪問

○乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、支援が必要だと判断された家庭
7.8%

○実施した主な支援（複数回答）

- ①保健師の訪問（35自治体）、②養育支援訪問事業（28自治体）
- ③その他（保健師による電話相談等）（13自治体）

2 養育支援訪問

○支援内容

- ①専門的相談支援を実施（27自治体）、②育児・家事援助（19自治体）
- ③専門的相談支援と育児・家事援助の両方（11自治体）

※専門的相談支援とは・・・保健師、助産師、看護師、保育士等専門の職員が、養育に関する指導、助言等を行う支援をいいます。

○訪問の対象家庭の把握経路

- ①乳児家庭全戸訪問（25自治体）、①要保護児童対策地域協議会（25自治体）
- ①保健師の活動（25自治体）

3 その他市町村における取組み

○保護者支援プログラムの実施

- ・コモンセンスペアレンティング
- ・親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんが来た”
- ・トリプルP など

○要保護及び要支援家庭に対する支援の実施

- ・グループ調理指導
- ・ファンフレンズ（児童向けプログラム）
- ・臨床心理士による子育て心の悩み相談 など

早期発見・早期対応の取組み

- 府民がためらわず通告できるよう広報啓発に取り組みます
- 地域の関係機関が早期発見・対応できるよう支援します
- 通告を受ける子ども家庭センター・市町村等の体制強化に努めます

・チャイルド・レスキュー110番（24時間受理対応）（警察本部）【H12～】

府警察本部に児童虐待専用相談電話を設置し、24時間365日の体制で相談を受け付けています。

・子ども家庭センターの体制強化

子ども家庭センターに平成23年度以降児童福祉司等25名を増員し、チームでのケース対応や事案の進捗管理の徹底など、体制の強化を図っています。

・子ども家庭センターにおける24時間・365日通告受理体制の強化

子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応しています。

・子ども家庭センターへの警察官OBの配置【H23～】

児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適切かつ円滑に行うため、警察官OBを子ども家庭センターに配置しています。

・広報啓発事業

11月の児童虐待防止推進月間を中心に、そのシンボルである「オレンジリボン」と児童虐待防止を広く普及させるためのキャンペーンを実施しています。



通告促進（条例周知）のリーフレット

オレンジリボンキャンペーンの実施にあたっては、大阪市、堺市をはじめ、府内各市町村や関係団体と連携し、大阪府各地において児童虐待防止の啓発が展開されるよう図っています。

(25年度の主な連携・協働実績：街頭キャンペーンへの関係団体の参加協力や、ガンバ大阪との連携による啓発活動、企業との連携による啓発の実施など)

また、西日本電信電話株式会社大阪支店並びに日本公衆電話会との連携により、児童虐待防止啓発ステッカーを、公衆電話機等に貼り付け、啓発を図っています。

(～H26)

(25年度実績：7,440枚のステッカーを、近畿2府4県管内の公衆電話機や主要駅等の公衆電話BOX、公共施設等に貼付)

・**市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修**

市町村において児童家庭相談が円滑に行われるよう、市町村職員向け児童家庭相談のガイドラインを改定するとともに、市町村職員に対する12日間24講座の研修を実施しています。(25年度実績：35市町の職員延べ888人が受講)

・【再掲】**スクールソーシャルワーカー活用事業(教育委員会)**

・【再掲】**障がいのある生徒の高校生活支援事業(教育委員会)【H23～】**

保護・支援の取組み

○虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し家族再統合を推進します

・一時保護機能の強化

一時保護所において、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力員を配置しています。また、25年8月に新たな一時保護所を開設しました。

・被虐待障がい児緊急保護体制の整備【H23～】

一時保護所では対応が困難な知的障がい児の一時保護に対応するため、府立の福祉型障がい児入所施設に、専用居室を整備しました。あわせて、一時保護機能の充実のために、心理担当職員を配置して心理的ケア等の支援を行っています。(25年度実績：一時保護児童9名延べ119日)

また、府立福祉型障がい児入所施設に配置した療育改善支援員が、府管福祉型障がい児入所施設4施設を巡回し、療育環境の改善を支援するとともに、ケアの質の向上のための研修等を実施しています。(25年度実績：療育改善支援員による訪問支援計85日)

・児童虐待等危機介入援助チームの活用【H12～】

深刻な虐待等、子どもの権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・児童精神医療等の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して子どもへの援助を行っています。(25年度実績：委員108名のべ1,038回)

・未成年後見人支援事業【H24～】

児童相談所長が家庭裁判所に申し立てして選任された未成年後見人に対し、家庭裁判所が決定した報酬の一部を補助するとともに、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険に加入しています。(25年度実績：3件)

・市町村要保護児童対策地域協議会への支援

福祉、保健、教育、人権擁護などの機関が参画している虐待防止ネットワークを児童福祉法に基づき要保護児童対策地域協議会に移行、充実させました。(22年4月に府内全41市町村に設置)

・家族再統合支援事業【H19～】

子ども家庭センターとNPO法人等の専門機関が協働して、「子どもを虐待してしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」及び「虐待を受けた子ども」への支援プログラムの導入を通じて効果的な支援手法を確立することにより、再発防止や家族再統合に向けた支援を行っています。

- **被虐待児こころのケア機能強化事業【H25～】**

被虐待児に対し、子ども家庭センターの専任の医師と心理司が、子どもの心の回復の支援を実施しています。

- **被措置児童の人権擁護のための取組み（権利ノート研修）【H7～】**

被措置児童の人権擁護を図るための取組みとして、権利ノートを作成し、児童に配布しています。また、大阪府社会福祉協議会（児童施設部会）と子ども家庭センターとの共催で、施設職員向けに被措置児童の人権擁護に関する研修を実施しています。（25年度実績：研修参加人数 延べ141人）

- **障がい児者虐待防止対策支援事業（研修）【H23～】**

府内の障がい児者入所施設において、施設管理者・従事者と対象とした実践的研修を実施しています。（25年度実績：研修参加人数 865人）

人材等の育成の取組み

○虐待に対応する市町村等の人材育成を支援します

- **児童虐待対応力強化のための視聴覚教材による研修（警察本部）【H23～】**

児童虐待を認知した際の具体的な対応要領や虐待を見分けるポイント等について、視聴覚教材（教養DVD）を活用して、警察職員の対応力の強化を図っています。

- **児童虐待対応携帯用小冊子の活用（警察本部）【H24～】**

児童虐待の対応時の着眼点等をまとめた警察官用の小冊子を活用し、的確な対応に繋がっています。

- **【再掲】保健師子ども虐待予防研修（健康医療部）【H24～】**

- **【再掲】被措置児童の人権擁護のための取組み（権利ノート研修）**

- **【再掲】障がい児者虐待防止対策支援事業（研修）**

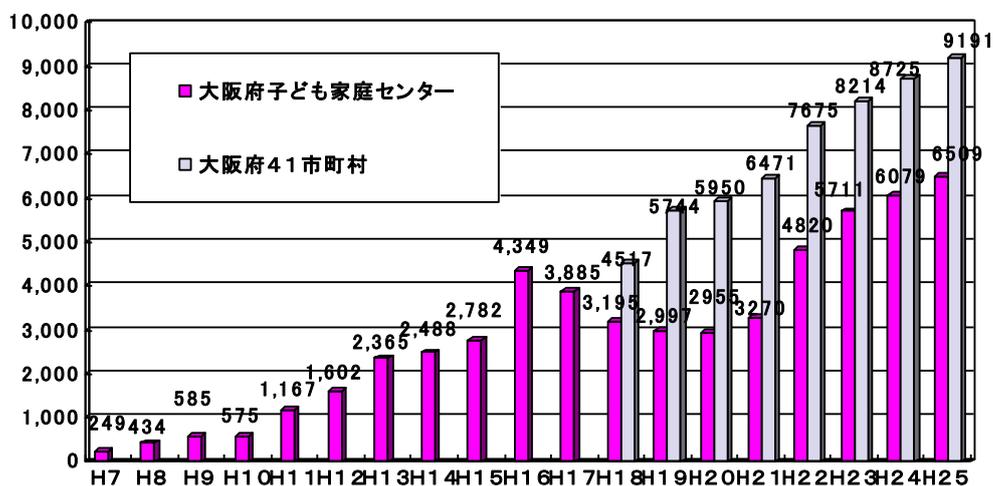
- **【再掲】市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修**

(資料1) 児童虐待相談の状況

(1) 全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25
全国児童相談所	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765
大阪府子ども家庭センター	3,270	4,820	5,711	6,079	6,509
大阪市	1,606	1,976	2,238	2,823	3,193
堺市	560	850	951	973	1,014
府内41市町村(政令市除く)	6,471	7,675	8,214	8,725	9,191

大阪府子ども家庭センターと大阪府41市町村における虐待相談対応件数の推移



(2) 大阪府子ども家庭センターにおける平成25年度の状況

① 児童虐待相談の経路

(単位：件、%)

	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	児童家庭支援センター	その他	計
	虐待者	虐待者以外														
相談件数	254	291	131	1,268	67	1,419	435	25	39	163	183	1,556	385	6	287	6,509
構成比	3.9	4.5	2.0	19.5	1.0	21.8	6.7	0.4	0.6	2.5	2.8	23.9	5.9	0.1	4.4	100

② 児童虐待相談の主な虐待者

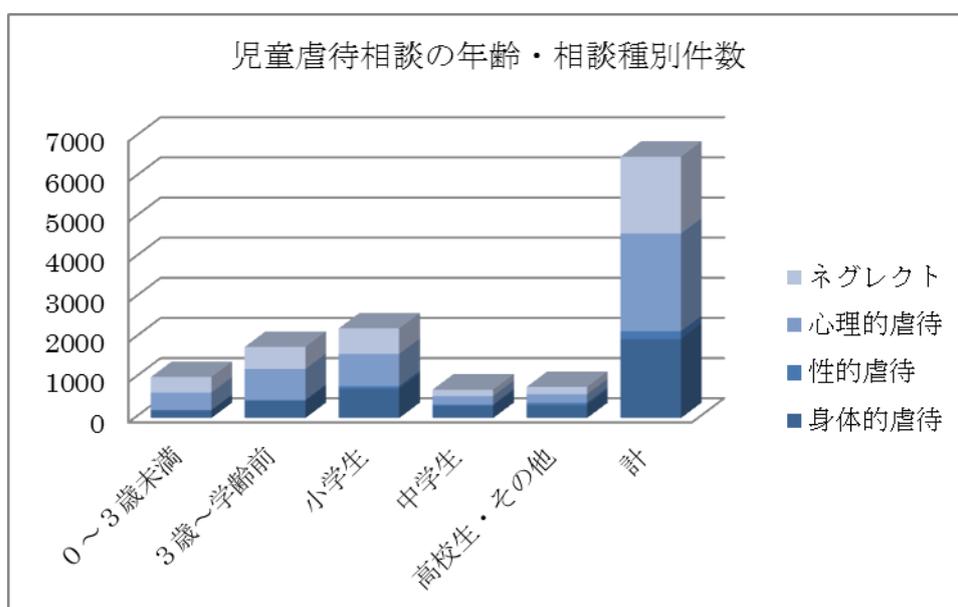
(単位：件、%)

	実父	実母	実父以外の 父親	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	1,722	3,718	339	44	686	6,509
構成比	26.5	57.1	5.2	0.7	10.5	100

③ 児童虐待相談の年齢・相談種別件数

(単位：件、%)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	構成比
0～3歳未満	192	5	438	387	1,022	15.7
3歳～学齢前	427	25	769	551	1,772	27.2
小学生	729	63	805	635	2,232	34.3
中学生	302	38	209	159	708	10.9
高校生・その他	316	64	212	183	775	11.9
計	1,966	195	2,433	1,915	6,509	100
構成比	30.2	3.0	37.4	29.4	100	



④ 相談事由別一時保護の実施状況（虐待以外の相談によるものも含む）

(単位：人、日)

	虐待	その他養 護	障がい	非行	育成	保健・ その他	計
保護人数	927	466	13	288	121	3	1,818
延べ保護日数	27,279	10,205	297	4,337	2,853	62	45,033

⑤ 虐待相談対応における一時保護件数（委託一時保護を含む）の推移

年度	一時保護所	委託一時保護	一時保護計	内職権保護
H22年度	314	345	659	485
H23年度	347	465	812	675
H24年度	410	602	1,012	851
H25年度	458	469	927	757

⑥ 立入調査・警察官の同行

年度	立入調査	警察官同行
H22年度	15	20
H23年度	14	15
H24年度	17	17
H25年度	11	20

⑦ 法的対応

年度	28条請求	内承認	親権喪失 請求	親権停止 請求	後見人選任 請求	後見人解任 請求
H22年度	21	14	0	—	0	0
H23年度	23	22	2	—	0	0
H24年度	18	11	0	3	0	0
H25年度	30	25	1	0	3	0

⑧ 児童虐待相談後の状況（単位：件、%）

		児童福祉施設入所、 里親・保護受託者委託	面接指導	その他	計
		H22	件数	244	4,455
	構成比	5.1	92.4	2.5	100
H23	件数	270	5,303	138	5,711
	構成比	4.7	92.9	2.4	100
H24	件数	246	5,668	165	6,079
	構成比	4.0	93.3	2.7	100
H25	件数	249	6,119	141	6,509
	構成比	3.8	94.0	2.2	100

(資料2) 大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ (平成 25 年度)

① 経済的虐待相談の件数 (条例第2条第3号関係)

(単位：件)

	子ども家庭センター	市町村
中学生未満	0	0
中学生	0	2
高校生・その他	5	2
計	5	4

② 48 時間以内の安全確認実施件数 (条例第 13 条第 1 項関係)

(単位：件)

	子ども家庭センター	市町村
安全確認件数	5,682	2,862
48 時間以内の安全確認件数	5,327	2,447
直接確認件数	1,581	948
間接確認件数	3,746	1,499

③ 住宅管理者等への協力依頼件数 (条例第 13 条第 3 項関係)

(単位：件)

	子ども家庭センター	市町村
依頼件数	10	3
協力が得られた件数	8	3

(資料3) 大阪府子どもを虐待から守る条例

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。

(2)保護者 法第2条に規定する保護者をいう。

(3)虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。)をいう。

(4)関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「虐待防止施策」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

2 府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。

3 府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

4 府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並び

に府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

5 府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに係る施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。

（府民との協働）

第5条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに係る理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

（保護者との協働）

第6条 府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。

（関係機関等との協働）

第7条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに係る取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

（基本計画）

第8条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例（平成19年大阪府条例第5号）第10条第1項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

(1)子どもを虐待から守ることに係る目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

(2)前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（年次報告）

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

（啓発活動）

第10条 府は、子どもを虐待から守ることに係る府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第2章 予防

第11条 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、虐待を未然に防止するため、市町村と連携し、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めなければならない。

3 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

第3章 早期発見及び早期対応

（早期発見）

第12条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うものとする。

（通告等に係る対応）

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要がある

と認めるときは、通告を受けてから少なくとも 48 時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第 14 条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(安全の確保のための協力)

第 15 条 子ども家庭センター所長は、法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第 2 項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第 16 条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、活用することができる。

第 4 章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第 17 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

(虐待を行った保護者への援助等)

第 18 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底等に努めなければならない。

(子ども自身による安全確保への支援)

第 19 条 府は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

第 5 章 人材等の育成

(人材等の育成)

第 20 条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

（要保護児童対策地域協議会への支援）

第 21 条 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

2 大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表大阪府子ども施策審議会の項中「子ども施策」の下に、「（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成 22 年大阪府条例第 105 号）第 4 条第 1 項に規定する虐待防止施策を含む。）」を加える。